

## 日本入国後に必要なワクチン接種証明書について

令和4年3月18日

●ワクチン接種証明書の所持は入国条件ではありませんが、ワクチン3回目追加接種済の方で、日本国が有効と認めるワクチン接種証明書を所持している場合、入国後の自宅待機等は必要ありません。

●日本国が有効と認めるワクチン接種証明書は、以下のとおりです。

- (1) キルギス政府を含む外国政府等の公的機関が発行したもの。
- (2) 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数が日本語又は英語で記載されていること。
- (3) 下記アのいずれかのワクチンを2回接種し、かつ下記イのいずれかのワクチンを3回目以降に接種したことがわかること。

### ア 2回目までに接種したワクチン

- ・ コミナティ（COMIRNATY）筋注：ファイザー製（Pfizer）
- ・ バキサゼブリア（Vaxzevria）筋注：アストラゼネカ製（AstraZeneca）
- ・ COVID-19 ワクチンモデルナ（Vaccine Moderna）筋注：モデルナ製（Moderna）
- ・ Janssen COVID-19 vaccine：ヤンセン製（Janssen）  
（※同ワクチンは1回のみの接種をもって2回分相当とみなします。）

### イ 3回目以降に接種したワクチン

- ・ コミナティ（COMIRNATY）筋注：ファイザー製（Pfizer）
- ・ COVID-19 ワクチンモデルナ（Vaccine Moderna）筋注：モデルナ製（Moderna）

### 【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>